

関係省庁の支援措置について

令和元年5月31日
小さな拠点・地域運営組織の形成に関する
都道府県担当者説明会

目次

- **総務省** **総務省における集落ネットワーク圏と地域運営組織の形成に対する支援について**…… 1
- **農林水産省** **農山漁村振興交付金について** …………… 4
- **国土交通省** **国土交通省における「小さな拠点」の形成の取組について** …………… 6
- **厚生労働省** **生活支援体制整備事業等の推進とこれからの地域づくり戦略について** …………… 10
- **文部科学省** **廃校施設等の有効活用について** …………… 19
- **経済産業省** **SS過疎地対策等について** …………… 28

総務省における集落ネットワーク圏と 地域運営組織の形成に対する支援について

令和元年5月31日(金)

総務省 地域力創造グループ 過疎対策室

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

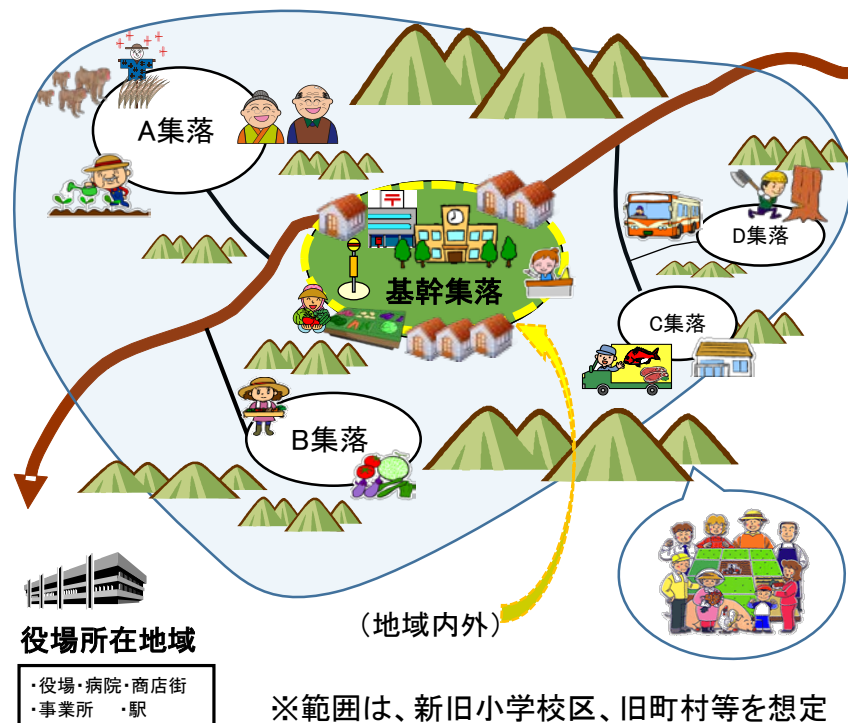
(まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業)

R元予算額 4.0億円

- 過疎地域等においては、小規模化・高齢化により集落機能が低下し、生活の維持が困難な集落が増加。
- 個々の集落では様々な課題の解決が困難なケースもあることから、より広い範囲で、基幹集落を中心に複数集落で「集落ネットワーク圏」を形成し、集落を活性化する取組が必要。

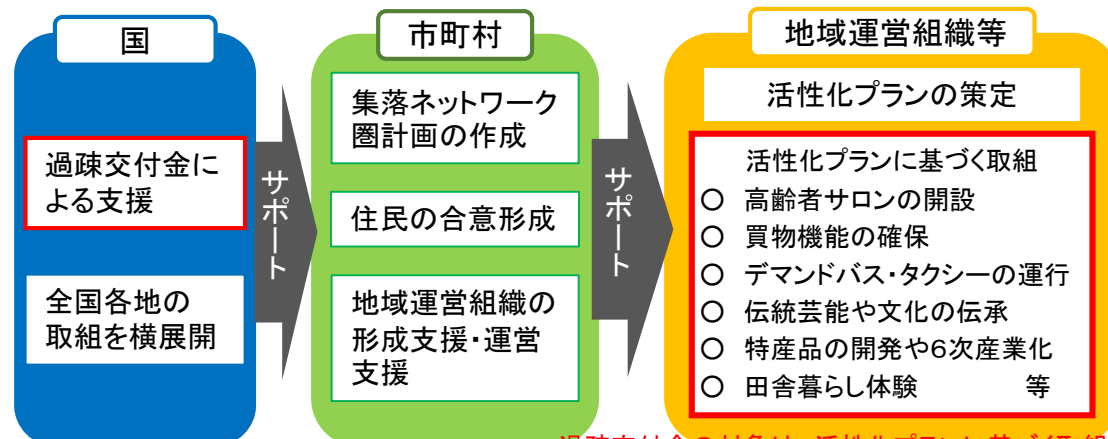
集落ネットワーク圏のイメージ

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとして集落機能を確認することにより、持続可能な暮らしを実現



過疎地域等自立活性化推進交付金 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織 (地域運営組織等)
※交付金の申請は市町村が実施
- (3) 交付額 1事業当たり 2,000万円以内
- (4) 令和元年度予算額 4.0億円 (平成30年度予算額 4.0億円)
- (5) 対象事業 活性化プランに基づく集落機能の維持・活性化に資する取組

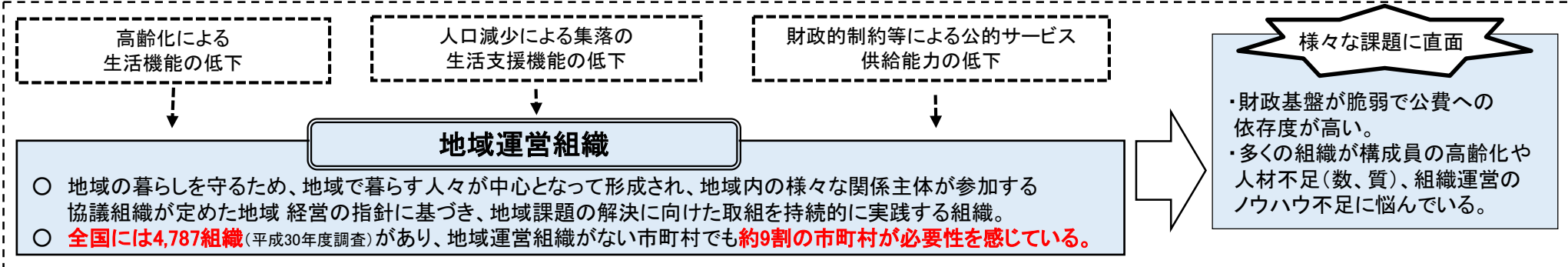


過疎交付金の対象は、活性化プランに基づく取組

地域運営組織の形成

R元予算額 0.1億円

○ 地域の課題解決のための住民による取組体制の確立のため、地域における多様な主体を包摂し、連携させる地域運営組織の形成及び持続的な運営を確保する方策について調査研究を実施。



平成25年度～平成29年度

- 地域運営組織に関する調査研究
・定義や必要性、先発事例などを整理
- 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する研修用テキスト作成(平成28年度)
- 地域運営組織の実態把握調査

平成30年度

- 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究
・地域運営組織の持続的運営に重点を置き、現地ヒアリング調査等を実施
- 地域運営組織の実態把握調査

令和元年度

- 地域運営組織の実態把握調査
- 調査研究の成果の周知及び普及啓発
・これまでの調査研究の結果を踏まえ、地域別説明会や自治体職員・住民との意見交換会等の開催

地域運営組織に関する 地方財政措置

1. 高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくり
 - (1) 地域運営組織の運営支援のための経費
 - ① 運営支援に関する経費(運営交付金等)…普通交付税・特別交付税
 - ② 形成支援に関する経費(施設改修、ワークショップ開催等)…特別交付税
 - (2) 高齢者等の暮らしを守る経費
地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組に係る所要の経費…普通交付税・特別交付税
2. **地域運営組織の運営体制強化のため、収益事業の起業等に係る経費を支援(令和元年度から特別交付税措置)**

※1 (1)①及び(2)は、一般財源充当額のうち、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税措置。

農山漁村振興交付金について

農林水産省 農村振興局 農村政策部
農村計画課 農村政策推進室

<対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔平成32年度まで〕）
- 農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない〔平成37年度〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じた都市と農山漁村の交流や定住の促進のため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会の創出のための活動計画づくりや、ICTを活用した定住条件の強化に向けた取組、都市農業の多様な機能の発揮のための取組を支援します。

- ① 地域活性化対策
- ② 都市農業機能発揮対策

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流促進のため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入などの取組を支援します。

- ① 農泊推進対策
- ② 農福連携対策

3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化・販売促進等の取組を支援します。

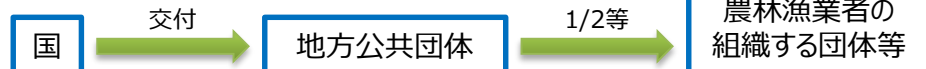
- ① 山村活性化対策
- ② 農山漁村活性化整備対策

<事業の流れ>

- 1 ①から3 ①までの事業を実施する場合



- 3 ②の事業を実施する場合



<事業イメージ>

普及啓発

地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、ICTを活用するモデル構想の策定・試行、優良事例や農業遺産のPR活動等を支援します。



ブランド化に向けた専門家からの助言

都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援します。



マルシェの開催

交流

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや滞在施設の整備等を一体的に支援するとともに、全国の農泊の取組の国内外へのPR等を支援します。



インバウンド受入体制の整備

農福連携対策

福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入、農業経営体の障害者受入をサポートする人材育成等の取組等を支援します。



障害者に対する農業技術の指導

定住促進

山村活性化対策

地場の農林水産物等の山村の特色ある地域資源の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援します。



農産物直売施設

【お問い合わせ先】

- (1の事業) 農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)
- (2の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
- (3の事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

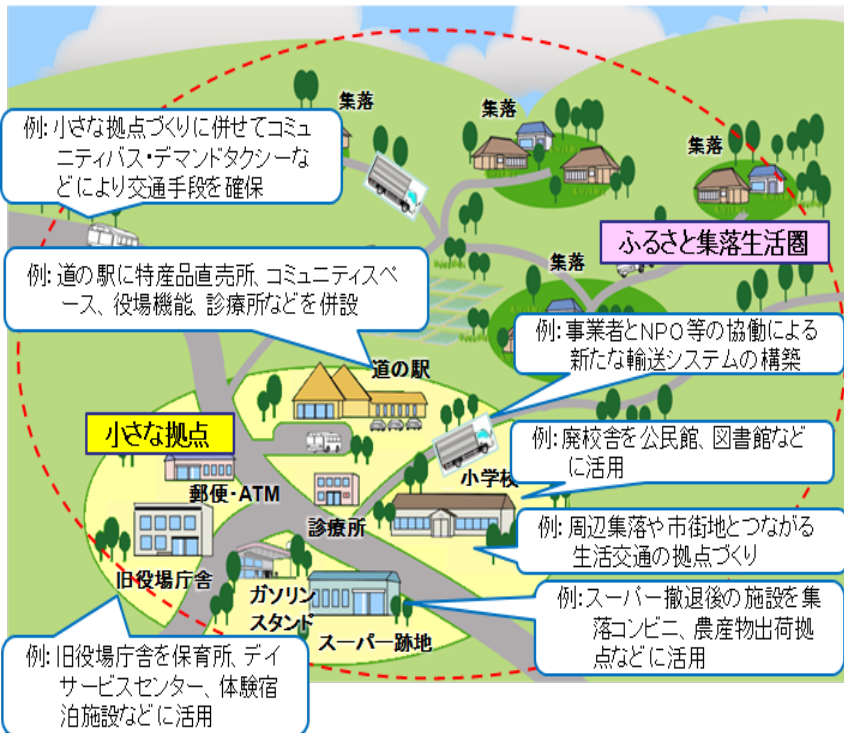
国土交通省における「小さな拠点」の形成の取組について

国土交通省 国土政策局
地方振興課

「小さな拠点」の形成推進

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。

このため、「小さな拠点」の形成に取り組む地域について、既存施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修等の施設整備に対し支援を行う。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
(集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域: 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
- 実施主体: 市町村、NPO法人等 (間接補助)
- 補助率: 1/2以内(市町村)、1/3以内(NPO法人等)
- 対象事業
既存施設を活用した、小さな拠点の形成に向けた生活機能の再編・集約に係る改修等

地域内の共同輸配送等の調査支援

○物流総合効率化法に基づく総合効率化計画※の策定のための調査事業等の支援を実施。

※総合効率化計画は、物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、2以上の者の連携を前提とした多様な取り組みが対象。

事業概要

1. 補助対象事業者

荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会

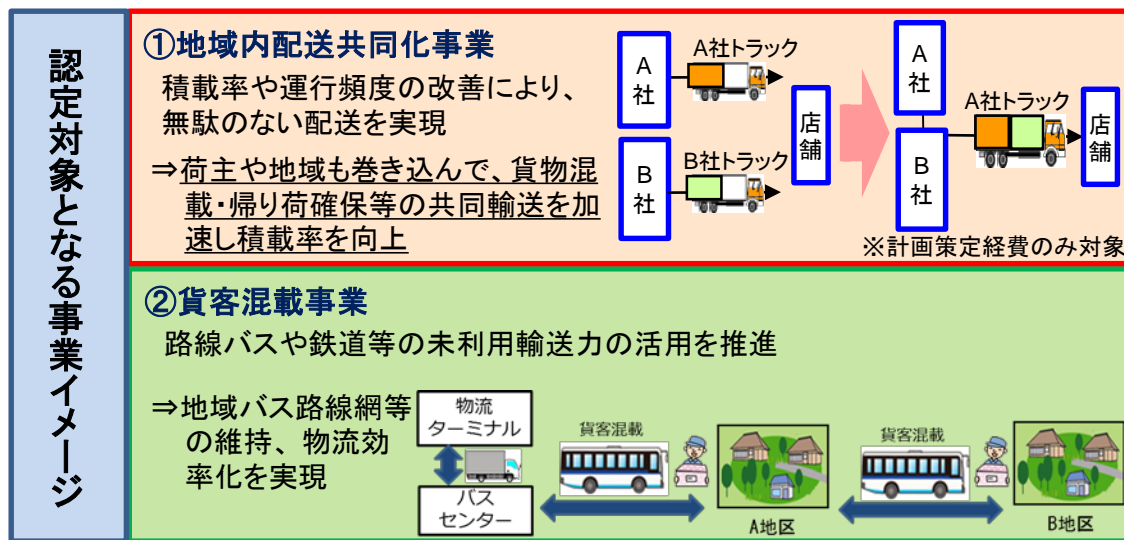
2. 補助対象経費(補助率)

計画策定経費(定額(上限200万円))、運行経費※(最大1/2)

※総合効率化計画に基づき実施する事業であって、発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね30km以上ある貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約して、積載率の向上、走行車両台数及びCO₂排出量の削減を図るものであり、輸送の集約化に伴って新たに発生する増加分の運行経費が対象。

3. 平成30年度予算額 : 38百万円

平成31年度予算決定額: 37百万円



○ 省力化された効率的な物流の実現

⇒潜在的輸送力を活用し、多様なニーズに応える効率化した物流を実現

○ トラックドライバー不足の解消

⇒就業環境の改善等による人材確保と併せ、省力化により物流機能を維持

○ CO₂排出量の大幅な削減

⇒社会への貢献度の高い物流の実現

平成31年度予算額 220億円
平成30年度第2次補正予算額34億円

地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援

地域公共交通確保維持事業 (地域の特性に応じた生活交通の確保維持)

<支援の内容>

- 幹線バス交通の運行
地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援。
- 地域内交通の運行
過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。
- 離島航路・航空路の運航
離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。



地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の構築)

<支援の内容>

- ノンステップバス、福祉タクシーの導入、
鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備、ホームドアの設置 等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



地域公共交通調査等事業 (地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し)

<支援の内容>

- 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に係る調査

※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数の市町村を構成員に含む協議会が主体となった協働による取組に対し、地域公共交通網形成計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し(地域公共交通協働トライアル推進事業)

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通再編実施計画等に基づく事業(地域鉄道の上下分離、地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編、デマンド型等の多様なサービスの導入等)について、まちづくり支援とも連携し、特例措置により支援

被災地域地域間幹線系統確保維持事業／特定被災地域公共交通調査事業 (【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援)

平成31年度予算額 9億円
(東日本大震災復興特別会計:復興庁一括計上分)

<支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

生活支援体制整備事業等の推進と これからの地域づくり戦略について



厚生労働省 老健局振興課

介護保険の給付・事業の概要

【財源構成】

国: 25%

都道府県: 12.5%

市町村: 12.5%

1号保険料: 23%

2号保険料: 27%

【財源構成】

国: 38.5%

都道府県: 19.25%

市町村: 19.25%

1号保険料: 23%

地域支援事業

介護給付（要介護1～5）

在宅系・居住系・施設系サービス

予防給付（要支援1～2）

在宅系・居住系サービス

介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1～2、それ以外の者）

- **介護予防・生活支援サービス事業**
 - ・ 訪問型サービス
 - ・ 通所型サービス
 - ・ 生活支援サービス（配食等）
 - ・ 介護予防支援事業（ケアマネジメント）
- **一般介護予防事業**

包括的支援事業

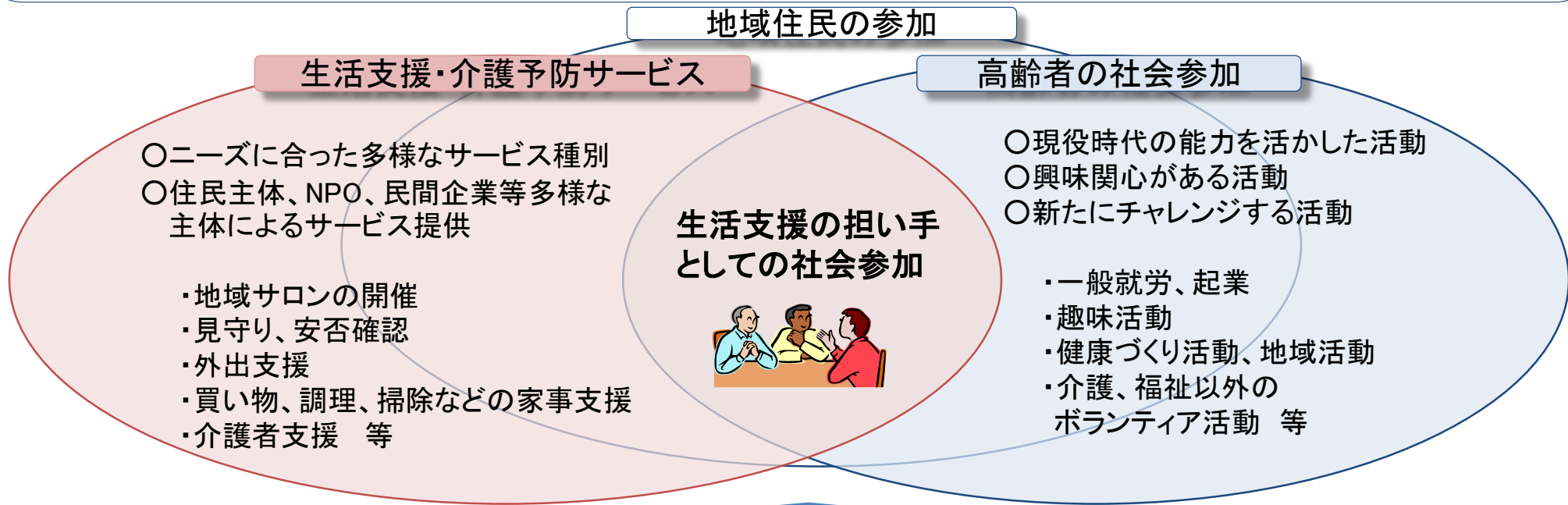
- **地域包括支援センターの運営**
（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、地域ケア会議の充実）
- **在宅医療・介護連携推進事業**
- **認知症総合支援事業**
（認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等）
- **生活支援体制整備事業**
（コーディネーターの配置、協議体の設置 等）

任意事業

- **介護給付費適正化事業**
- **家族介護支援事業**
- **その他の事業**

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



地域住民の参加

生活支援・介護予防サービス

- ニーズに合った多様なサービス種別
- 住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供

- ・地域サロンの開催
- ・見守り、安否確認
- ・外出支援
- ・買い物、調理、掃除などの家事支援
- ・介護者支援 等

生活支援の担い手としての社会参加



高齢者の社会参加

- 現役時代の能力を活かした活動
- 興味関心がある活動
- 新たにチャレンジする活動

- ・一般就労、起業
- ・趣味活動
- ・健康づくり活動、地域活動
- ・介護、福祉以外のボランティア活動 等

バックアップ

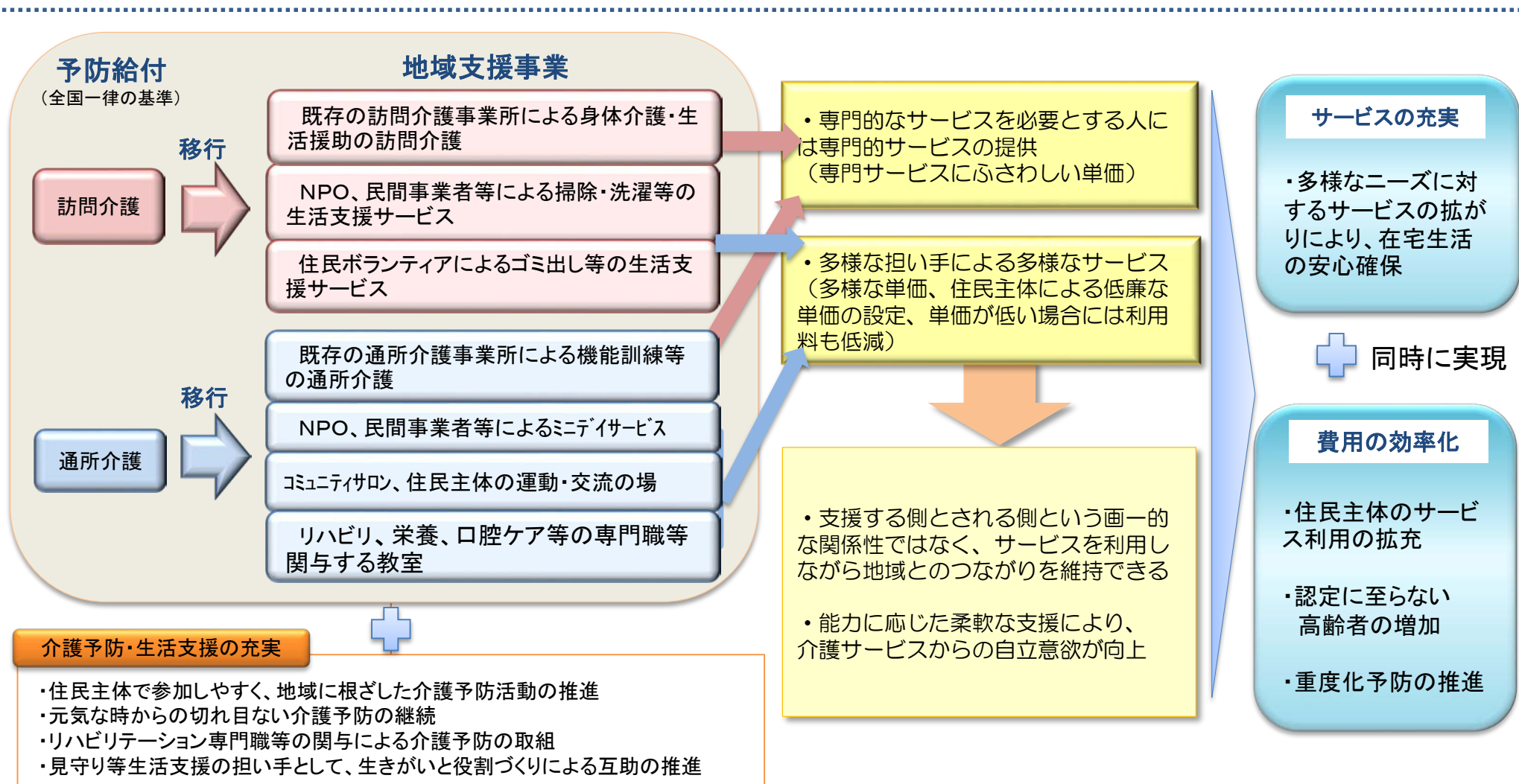
市町村を核とした支援体制の充実・強化

バックアップ

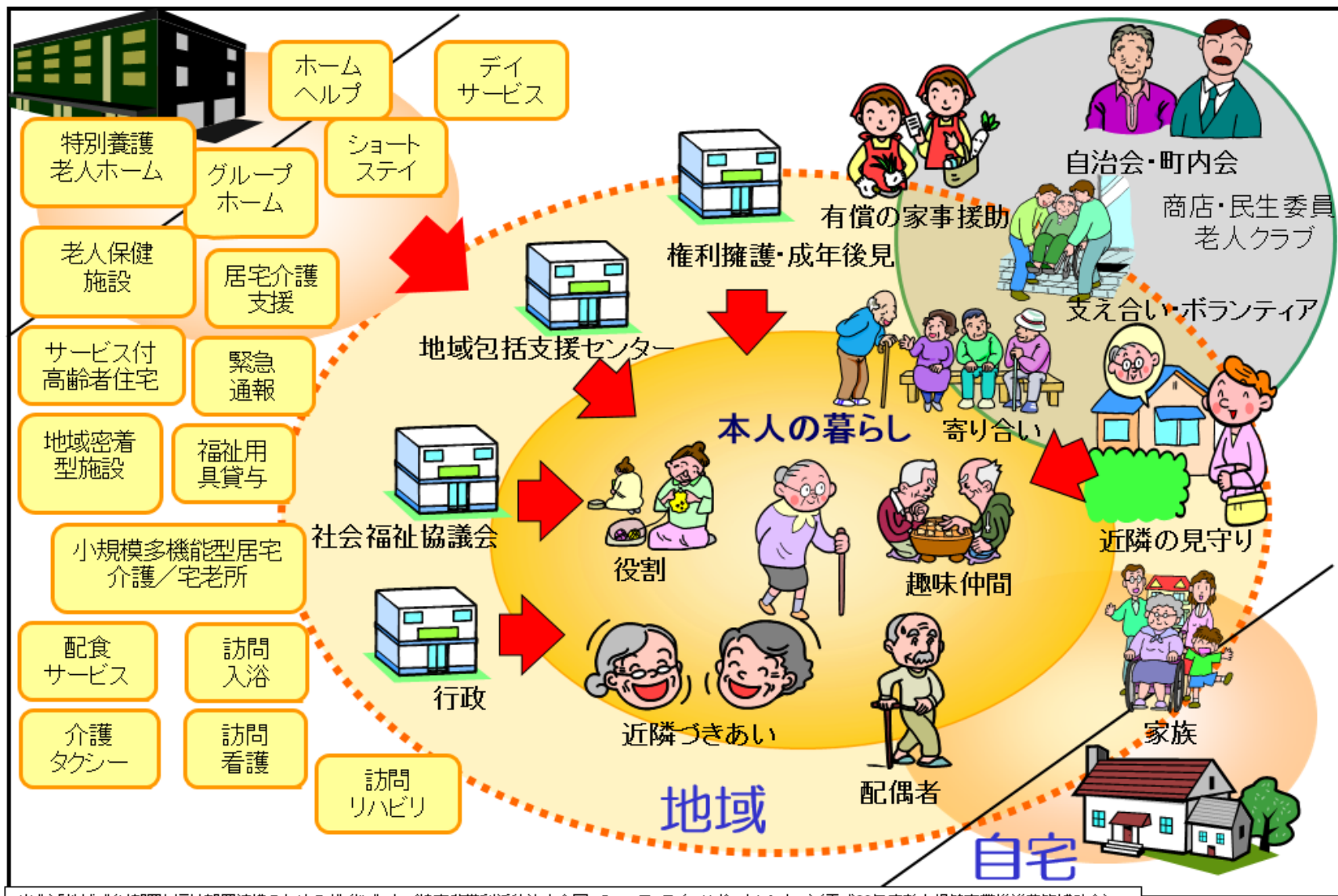
都道府県等による後方支援体制の充実

予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



住民も専門職もみんなで作る



出典)「地域づくり部署と福祉部署連携のためのガイドブック」(特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター)(平成29年度老人保健事業推進費等補助金)

総合事業等に関する都道府県等による市町村への伴走的支援とノウハウの横展開

概要

- 総合事業等については、多様な主体によるサービスが実施されているものの、従前相当サービスの利用が主流となっており、全国的に更なる推進に取り組む必要がある。
- 総合事業を効果的に実施するためには、市町村への優良事例の紹介だけでなく、市町村が直面している課題を踏まえた伴走的支援と、その対応をノウハウとしてまとめ、横展開していくことが重要。
- そこで、事業の推進や支援に関して豊富な経験を有する有識者（先行市町村、シンクタンク等）とともに、特定の市町村において伴走的支援を行いつつ、モデル事業を実施しながら、そのプロセスをノウハウとしてまとめ、全国への横展開を進める。

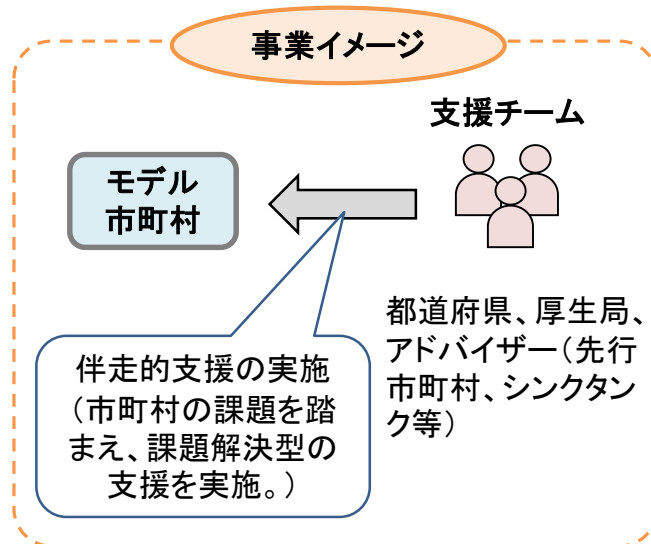
モデル市町村(5カ所 ※重点支援は3カ所)

| 人口規模 | 市町村名 |
|--------|-----------------------------|
| 10万人以上 | 長野市(長野県)※ |
| 1～10万人 | 佐伯市(大分県)※ 北アルプス広域連合(長野県) |
| 1万人未満 | 木祖村(長野県) 麻績村(長野県)※ |

スケジュール

- ～9月 : 市町村の状況把握
支援策の検討
- 10月～ : 伴走的支援の実施
- 2月～ : 伴走的支援の検証、
マニュアルの作成
- 3月末 : マニュアル完成・周知

事業イメージ



市町村への伴走的支援の内容と、
その対応に関するノウハウをまとめ、
全国へ横展開。

主なアドバイザー(委員会委員)

| |
|-------------------------------|
| 近藤克則(千葉大学)(○) |
| 岩名礼介(三菱UFJリサーチ&コンサルティング) |
| 大坂純(東北こども福祉専門学院) |
| 齋木大(日本総合研究所) |
| 高松隆司(奈良県生駒市) |
| 中村一郎(山口県防府市) |
| 服部真治(医療経済研究・社会保障福祉協会医療経済研究機構) |
| 松本小牧(愛知県豊明市) |
| 三政貴秀(秋田県小坂町) |
| 高橋都子(福岡県北九州市) |

※ 上記に加え、長野県庁、大分県庁、関東信越厚生局、九州厚生局が参加。また、厚生労働省老健局振興課がオブザーバーとして参加。

介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の推進のポイントをマンガなどによりわかりやすく解説。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業 生活支援体制整備事業 これからの推進に向けて ～伴走型支援から見えてきた事業推進の方策～（抜粋）

出典：平成30年度老人保健事業推進費等補助金「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の効果的な推進方法に関する研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）

当初と実践後の保険者の状況（Before⇒After）

A市では、整備事業を社会福祉協議会に委託し、小林さんや委託先SCたちがそれぞれ事業を進めていたものの、目指すべきものがわからなく行き詰まりを感じていました。しかし、X市の米田さんからの“問い”をもとに、わがまちについて改めて考えて実践することで関係者が同じ方向を向き、SCは“専門職と地域の橋渡し役”として役割を見出し、住民主体の地域づくりが回りはじめました。

当初の保険者の状況（Before）



実践後の保険者の状況（After）



これからの地域づくり戦略について

※厚生労働省ホームページより(抜粋)

高齢化が進み、人手不足の時代が続く中、本人の力や住民相互の力を引き出して介護予防や日常生活支援を進めていくこと、ひいては地域づくりを進めることはとても重要です。

地域づくりの現状は自治体により大きな違いがあるなかで、どうすれば地域づくりを進めていけるのか、実際に地域づくりに取り組む自治体の皆さまのご意見を伺い、「これからの地域づくり戦略」としてとりまとめました。

今後、地域づくりのために何ができるか、一緒に議論するためのコミュニケーションツールとして活用していきたいと考えています。

地域づくりの取組のヒントとしてご自由にご活用ください。



※ この冊子の最新版は下記URL（厚生労働省ホームページ）から閲覧・ダウンロードできます。

（皆さまと議論を進めるなかで、何度も版を改めています。）

■ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html>

民間企業（愛知県豊明市の例）

高齢者の暮らしにくさを解決する生活支援や健康寿命延伸に寄与するサービスを展開する民間企業に市から声を掛け協議の場を設けた。その後、個別に市とサービスの協議を重ねた

協議の場

参加者

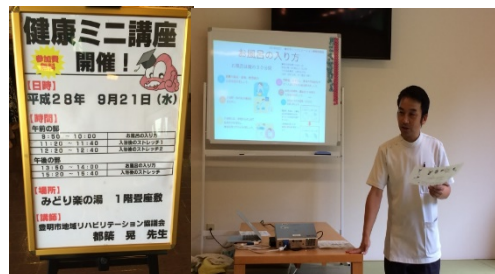
リサイクル業者、フィットネスクラブ、掃除サービス業者、食品メーカー、スーパー、天然温泉施設、カラオケ施設、学習塾、介護事業所、地域包括支援センター等。

協議内容

国の動向、市の高齢者の現状、高齢者のニーズ、現行の民間サービスの利用のしにくさなどを協議。



民間事業者との連携により実施した事業の一例



温泉施設での健康講座



カラオケボックスを利用した体操教室



インストラクターによる健康講座



市主催の運動教室での健康チェックと商品説明

廃校施設等の有効活用について

～文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」～

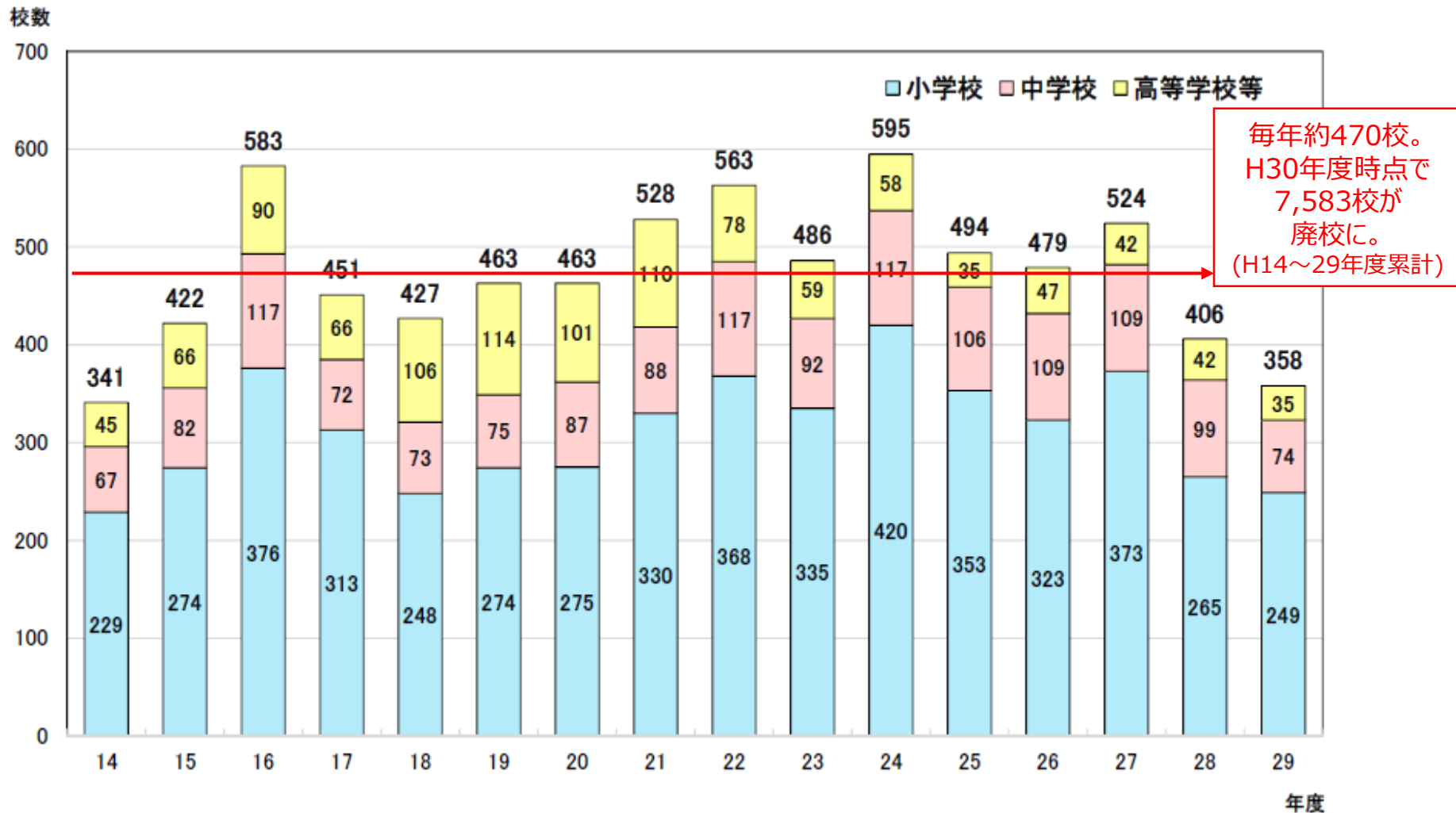
令和元年5月31日（金）

文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課

廃校の発生状況

◆ 少子化の影響により、毎年約470校程度、廃校が発生（【図1】）。

【図1】 公立学校の年度別廃校発生数（平成14年度～平成29年度）



出典：平成30年度廃校施設活用状況実態調査（文部科学省）

廃校の活用状況

【図2】廃校の活用状況

| 廃校年度 | | 前回 平成14年度～平成27年度 (平成28年5月1日現在) | | 今回 平成14年度～平成29年度 (平成30年5月1日現在) | | |
|-------------------|-----------------------|--------------------------------------|-------|--------------------------------------|-------|-------|
| 廃校の数 (A) | 小学校 | | 4,489 | | 5,005 | |
| | 中学校 | 6,811 | 1,307 | 7,583 | 1,484 | |
| | 高等学校等 | | 1,015 | | 1,094 | |
| 施設が現存している廃校の数 (B) | $\times 100\%$ B/A | (校) | 87.3% | (校) | 86.8% | |
| 活用されているもの (a) | a/B | 4,198 | 70.6% | 4,905 | 74.5% | |
| 活用されていないもの (b) | b/B | 1,745 | 29.4% | 1,675 | 25.5% | |
| 活用の用途 | 決まっている (c) | c/B | 314 | 5.3% | 204 | 3.1% |
| | 決まっていない (d) | d/B | 1,260 | 21.2% | 1,295 | 19.7% |
| 取壊しを予定 (e) | e/B | 171 | 2.9% | 176 | 2.7% | |
| 保存する施設なし (C) | C/A | 868 | 12.7% | 1,003 | 13.2% | |

→ 主な活用用途

◆ 一方、廃校施設のうち1,295校については、まったく活用されずに放置されており、その維持管理費等が、自治体にとっては負担となっている（【図2】）。

◆ 廃校施設のうち8割弱は、社会体育施設、社会教育施設、企業や法人等の施設、体験交流施設等、何らかに活用されている（【図2】）。

主な活用用途

(単位:件数)

| | 平成14年度～平成27年度 (平成28年5月1日現在) | 平成14年度～平成29年度 (平成30年5月1日現在) | | |
|----------------|--------------------------------|--------------------------------|-------|-------|
| | | 合計 | 校舎 | 屋内運動場 |
| 学校(大学を除く) | 1,609 | 3,473 | 1,756 | 1,717 |
| 社会体育施設 | 1,015 | 1,581 | 164 | 1,417 |
| 社会教育施設・文化施設 | 675 | 1,194 | 744 | 450 |
| 社会教育施設 | 604 | 912 | 560 | 352 |
| 文化施設 | 71 | 282 | 184 | 98 |
| 福祉施設・医療施設等 | 424 | 705 | 511 | 194 |
| 老人福祉施設 | 146 | 223 | 163 | 60 |
| 障害者福祉施設 | 92 | 169 | 126 | 43 |
| 保育施設 | 37 | 55 | 41 | 14 |
| 認定こども園 | 11 | 30 | 18 | 12 |
| 児童福祉施設(保育所を除く) | 41 | 64 | 45 | 19 |
| 放課後児童クラブ | 54 | 101 | 75 | 26 |
| 放課後子供教室 | 21 | 35 | 20 | 15 |
| 医療施設 | 22 | 28 | 23 | 5 |
| 企業等の施設・創業支援施設 | 370 | 783 | 526 | 257 |
| 企業や法人等の施設 | 339 | 711 | 478 | 233 |
| 創業支援施設 | 31 | 72 | 48 | 24 |
| 庁舎等 | 268 | 417 | 306 | 111 |
| 体験交流施設等 | 239 | 477 | 302 | 175 |
| 備蓄倉庫 | 102 | 177 | 113 | 64 |
| 大学 | 35 | 76 | 41 | 35 |
| 住宅 | 12 | 22 | 15 | 7 |

(複数回答)

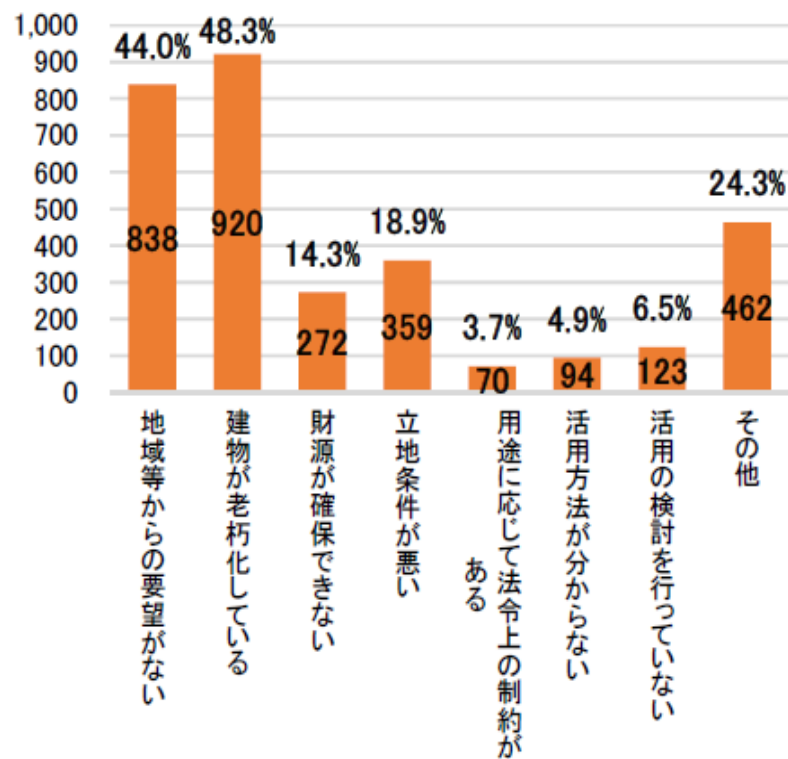
出典：平成30年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

廃校の活用状況

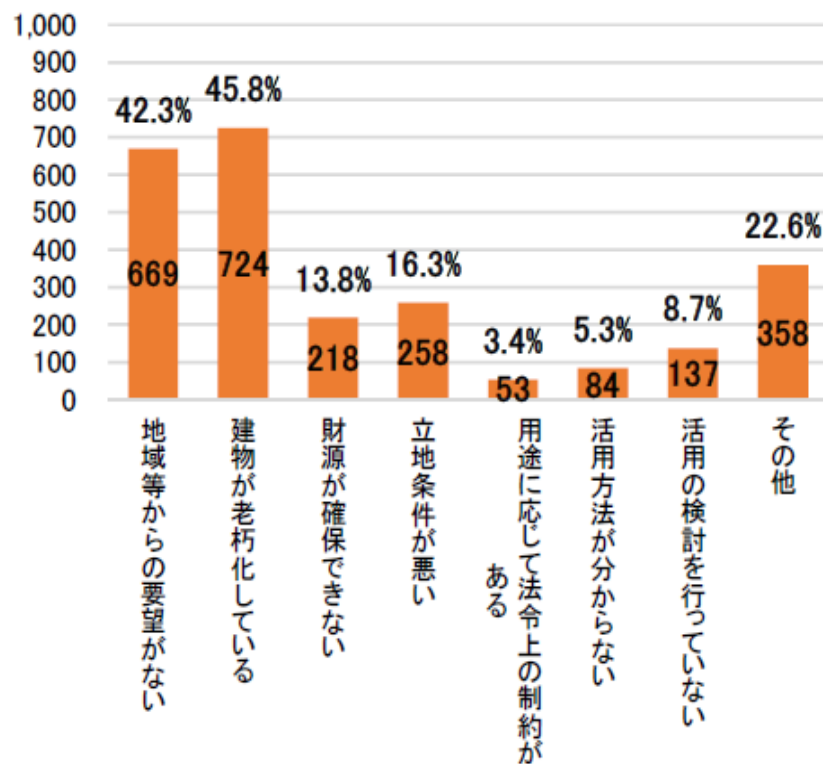
- ◆ 活用用途が決まっていない1,295校については、「地域からの要望がない」「施設が老朽化している」等の理由がある（【図3】）。

【図3】 活用の用途が決まっていない理由

【校舎】



【屋内運動場】



出典：平成30年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

廃校の活用状況

◆ 自治体の約 8 割が公募を行っておらず、約半分以上が意向聴取も行っていない（【図 4】）。

【図 4】未活用1,295校の公募・意向聴取の状況



出典：平成30年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

廃校活用の課題

① 自治体側への廃校活用に関する情報提供

- 自治体において廃校施設の活用用途が決まっていない理由として、「施設の老朽化」「立地条件の悪さ」「財源が確保できない」等の理由がある。
↓
- 全国各地の廃校活用事例や、転用施設の改修に対する国庫補助制度について、文部科学省から情報提供することで、自治体に廃校活用について積極的に検討していただけるようにする。

② 活用希望企業等とのマッチング

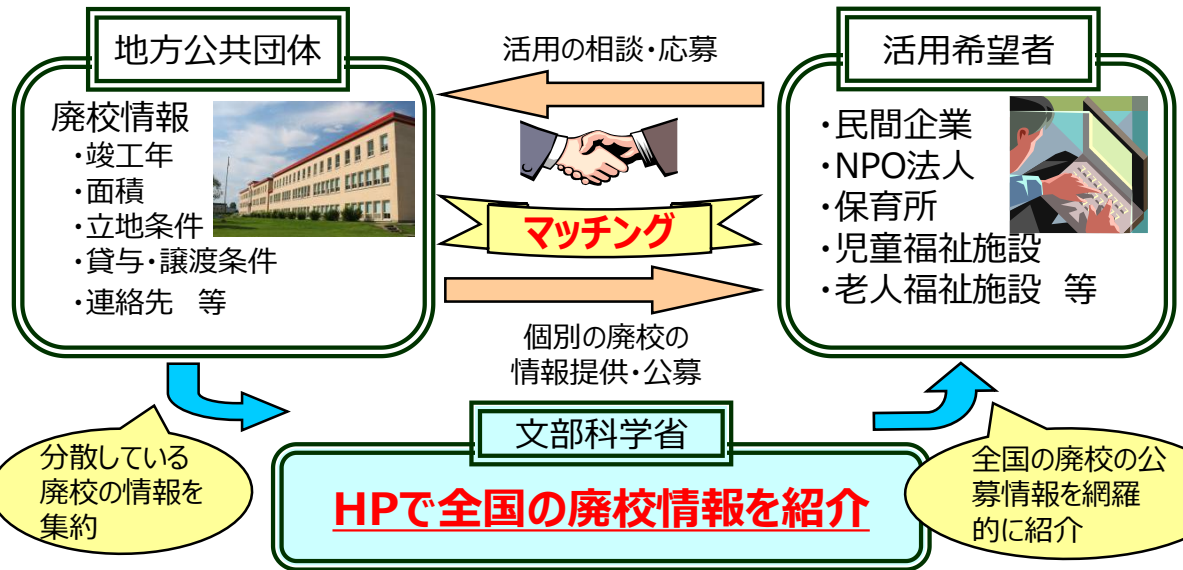
- 自治体単独では、廃校施設を活用したい企業等へのPRに限界がある。
↓
- 文部科学省ホームページにおいて、全国に活用を募集する廃校施設等に関する情報を掲載し、広く全国の民間企業等に周知する。



文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」

みんなの廃校プロジェクト

文部科学省では、廃校活用推進のため、全国各地の優れた活用事例の紹介や、活用希望廃校情報の公表等を通じて、廃校を「使ってほしい」自治体と、廃校を「使いたい」企業等とのマッチングを行っています。



施設の基本情報や、外観写真、平面図等の情報を網羅的に掲載。

| 千葉県 | 福川市 | 主基小学校 | | 福川市成川35 | | |
|----------------------|----------|-------------------|----------------------------|-----------------------------|----------|--|
| JR外房線・内房線安房福川駅から約7km | | 問い合わせ先 | | 福川市 企画政策課地域戦略係 04-7093-7828 | | |
| 用途地域 | 土地面積 (㎡) | 構造 竣工年 地区区分 | 建築面積 (㎡) 延床面積 (㎡) 階数 | 事業内容 | 貸与・譲渡条件等 | 備考 |
| 都市計画区域外 | 7,530 | 鉄筋コンクリート S54 | - 1,922 | アイデア募集 | | 地域の振興や活性化につながることで、事業開始後も市の防災対策や防災機能の維持に協力すること(詳細は別途協議) |
| 校舎等の外観写真 | | 校舎等の平面図 | | 校舎等の配置図 | | |



廃校施設の活用事例集を作成。

- ① 廃校施設活用事例集 ~未来につなごう~ みんなの廃校プロジェクト
- ② みんなの廃校プロジェクト 廃校施設の有効活用 -企業活用編-



廃校施設の活用事例

酒蔵・体験型宿泊施設として活用 (旧水源小学校・旧菊池東中学校：熊本県菊池市)

- ◆ 売却益(約3,600万円)、雇用創出(酒蔵:7名、体験型宿泊施設:11名)、本来かかる維持管理費の減(各約200万円/年)等といった経済的効果。
- ◆ 同規模施設の新築と比較して、約1/1.2の経費で事業開始。
- ◆ 以下の集客効果。
 - ・酒蔵: 新酒まつりや工場内売店に多数の来場者。
 - ・体験型宿泊施設: 12,000名/年(うち1,700名宿泊)



ITオフィスとして活用 (旧後野(うしろの)小学校：島根県浜田市)

- ◆ 賃料(約7万円/年)、雇用創出(5名)等といった経済的効果。
- ◆ 同規模施設の新築と比較して、約1/6の経費で事業開始。
- ◆ 併設の公民館を利用する地域住民や学生との交流を図り、地域の観光資源を利用した商品開発も行う。



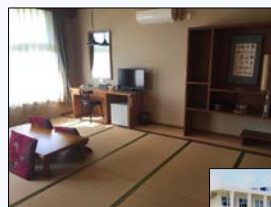
生ハム工房として活用 (旧大鰐第三小学校：青森県大鰐町)

- ◆ 基幹産業である農業を軸に町内各産業が連携。地域ぐるみの6次産業化に成功。
- ◆ 木造建築の通気性の良さを活用し、町内の養豚場で育成した豚を加工。廃校を活用していることで注目度が向上。対外的にも評価。



宿泊・研修施設として活用 (旧湧川(わくがわ)小学校：沖縄県今帰仁村)

- ◆ 農業が基幹産業であることから、次世代の農業の担い手である若者や子供たち、都市生活者たちが、農業体験や食育体験を通じて盛んに交流し、地域が活性化。
- ◆ 修学旅行や企業研修等にも利用。



SS過疎地対策等について

令和元年5月
資源・燃料部
石油流通課

SS過疎地問題の現状

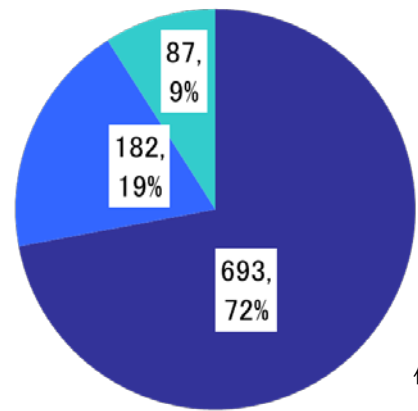
- 高齢者への冬場の灯油配送や自動車へのガソリンの給油などに支障を来す「SS過疎地問題」は全国的課題。
市町村内のSS数が3か所以下の自治体として定義した「SS過疎地」は、全1,718市町村のうち312市町村(平成29年度末時点)。
- SS過疎地等に位置するSSに対する今後の事業継続意思についてのアンケートでは、「継続する」が72%であったが、他方で「未定」が19%、「廃業を考えている」が9%にのぼった。
- 石油製品需要の減少が引き続き見込まれる中、地域住民の生活環境の維持や災害時の燃料供給拠点を確保する観点からも、地域毎に持続可能な燃料供給体制の確保に向けた早急な取組が求められる。

SS過疎市町村数の推移

| | 平成27年度末 | 平成28年度末 | 平成29年度末 |
|-----|----------------|-----------------|-----------------|
| 0カ所 | 11 | 12 | 10 |
| 1カ所 | 71 | 75 | 79 |
| 2カ所 | 100 | 101 | 103 |
| 3カ所 | 106 | 114 | 120 |
| 合計 | 288市町村 (+5) | 302市町村 (+14) | 312市町村 (+10) |

SS過疎地等に位置するSSの今後の事業継続意思

■ 1. 継続する ■ 2. 未定 ■ 4. 廃業を考えている



(図中の数字は
上段：回答数、
下段：%)

(※選択肢3.は、自由回答内容に基づき他の回答に振り分けを実施)

出所：SS過疎地実態調査（平成28年度資源エネルギー庁委託）

- 下記条件に該当する給油所(1,436か所)に対して郵送によるアンケート調査、および未回答者に対する電話ヒアリングを実施。1,436か所中1,041か所から回答を取得。
 - ✓ 市町村内のSS数が3か所以下の市町村に位置するSS
 - ✓ 居住地から一定道路距離圏内にSSが存在しない地域に位置するSS

SS過疎地域でのSS維持に係る取組事例①

【事例1】

和歌山県すさみ町

～自治体によるSS再開～

①経緯

- 8年前にSSが廃業し、最も近いSSまで13キロ離れてしまったため、地元住民にとって不便な状態が続いていた。
- すさみ町は、将来想定される震災対応の拠点を整備するため、平成27年に「道の駅すさみ」に隣接する閉鎖中のSSを買い取り、町営のSSとして再建した。

②取組内容

- すさみ町は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域自立促進計画において、SS存続に向けた供給体制構築の検討を位置づけた。
- 資源エネルギー庁の補助金（約2千万円）も活用し、町が地下タンクを入れ換えるなどSSの整備を実施した。
- 地場のSS事業者である堀谷石油が、指定管理者となり、平成29年2月16日に運営を開始した。

【再開したSS】



【隣接する道の駅すさみ】



【事例2】

北海道占冠村(トマム地区)

～地方自治体と地域住民によるSS再開～

①経緯

- 北海道占冠村トマム地区では、平成25年3月末に唯一のSSが閉鎖し、ガソリン給油するには30km離れたSSに行かなければならなかったなど地域住民は不便を強いられてきた。
- 村が実施した地区の住民アンケートにおいて、現在の暮らしでの不満や不安について、食料品や日用品の購入に次いで、SSがないことに関する回答が多数あり。
- 地域内住民の高齢化が進み小口の灯油配達注文が多く、配送にムラがあり負担も大きかった。

②取組内容

- 村は住民の生活機能の維持及び防災の観点から、SS施設の維持に向けて検討を行いSS所有者と協議の後、平成28年3月末に閉鎖SSを村が購入し公設民営SSとして再開。
- 地場のSS事業者である北海石油が指定管理者となり、平成29年10月に運営を開始。

【公設民営方式で再開したSS】



SS過疎地域でのSS維持に係る取組事例②

【事例3】

奈良県川上村

～村が出資する一般社団法人によるSSの継承～

①経緯

- 村内唯一のSSだった井上石油は社長夫婦で経営してきたものの、経営難に加えて後継者がいないことから、一昨年7月に年内の廃業を決めた。
- 危機感を抱いた川上村が、奈良県石油商業組合や全石連の協力を得て協議会を立ち上げ、SSの存続のための方策を検討した結果、川上村が出資する一般社団法人「かわかみらいふ」が運営を引き継ぐこととなった。

②取組内容

- かわかみらいふは、村民9名を雇用し、地元企業の吉野ストアと連携した移動スーパー事業、ならコープと連携した日用品・生活雑貨等の宅配事業等の買物弱者支援を手がけている(内閣府の地方創生加速化交付金を活用した事業)。
- SS施設は井上石油が村に無償で譲渡し、井上社長夫妻はSS運営・経営を引き続きサポートしている。
- 昨年4月に公営のSSとして営業を開始した。

【引き継いだSS】



【日用品の宅配事業の様子】



【事例4】

秋田県仙北市

～実証事業を活用した厳寒地におけるSS経営の多角化～

①経緯

- 中央商会は、地域唯一のSSとして豪雪山間部の生活維持に不可欠な存在であるものの、厳しい経営が続き、消防法規制対応の負担等のため、存続の危機に直面していた。
- 地域内住民の高齢化が進み小口の灯油配達の仕事が多く、配送にムラがあり負担も大きかった。

②取組内容

- 中央商会・全石連・資源エネルギー庁は仙北市と対応を協議し、仙北市が対策のためのコンソーシアムを立ち上げた。
- 中央商会は、資源エネルギー庁の予算を活用し、SSの地下タンクの漏洩防止等を実施し、地域エネルギー拠点としての強化を図った。
- 地域住民21世帯に灯油のホームタンク(200ℓ)を配置し、各家庭の備蓄量を増やすことによって、大雪による孤立事態への備えを強化するとともに、一回当たりの配送量を増やし、配送効率を向上。
- さらに、住民の協力も得ながら、配送する曜日を集約させるなどの実証を実施した。

【中央商会のSS】

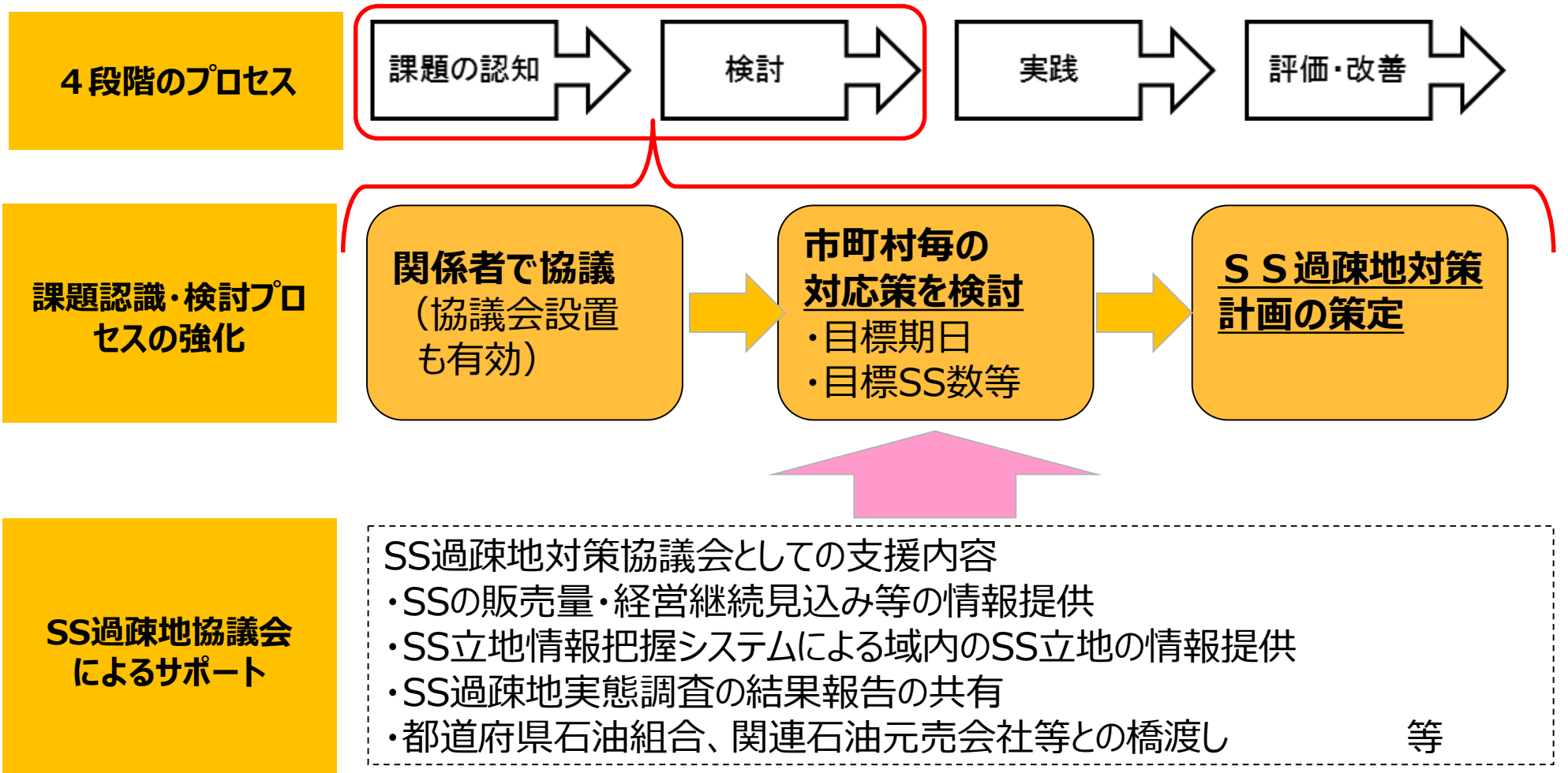


【ホームタンクへの給油の様子】



課題認識・検討プロセスの強化

- 4つのプロセスのうち、①課題の認識、②検討のプロセスが進んでいかない現状の改善が求められている。
- いざSSが閉鎖する段階になって、はじめて課題認識する事態を招いた場合、取り得る対策の選択肢が狭まり事態打開がより一層困難となる。先行事例を見ても、数年にわたる丁寧な地元での調整があって可能となるアプローチが多いことから、地元の課題を早期に見据えて共有し、計画を作り、実行に移していくことが求められる。



資源エネルギー庁における実証事業（平成30年度）

資源エネルギー庁においては、地域における石油製品の安定的な供給の確保を図るため、「SS過疎地対策検討支援事業」において、以下の取組を行っている。

- ①SS過疎地の自治体が住民の利便性維持のための燃料供給体制に係る計画を策定するための「SS過疎地計画策定支援事業」
- ②民間団体（企業、NPO法人、組合団体、研究機関、個人等）等と地方公共団体等の連携体が行う地域の実情や外部環境の変化を踏まえた、石油製品の効率的かつ安定的な供給対策を検討するための「再構築実証事業」
- ③揮発油販売者等が行う需要が見込まれる設備等の簡素化等を可能にするために安全性の確保を前提とした新たな機器等の技術開発を実施するための「技術開発実証事業」



過疎地での移動式給油設備(どこでもスタンド)を活用した新たな燃料供給体制の実証実験



過疎地でのコンテナ式給油所(地上タンク)の活用に向けた実証実験



人手不足克服に向けたAI・画像認識技術を活用したセルフSSでの監視システムの開発・実証実験

「SS過疎地計画策定支援事業」について

- SS過疎地等の自治体等が行う住民の利便性維持のための燃料供給体制に係る計画を策定する事業に実施し、過疎化・人手不足等に対応した新たな燃料供給体制の確立を図る。

| 実施自治体 | 事業名 | 事業概要 |
|-------------|--------------------------|---|
| 群馬県 下仁田町 | — | 町の公共インフラであるSSを維持し、住民生活・防災体制を確保しつつ行政サービス・住民サービス維持を図る計画を策定。 |
| 和歌山県 北山村 | — | 全村需要への供給を前提とした村ぐるみの利用率の向上、災害時の孤立リスクへ十分対応可能な備蓄量の確保、需給管理による効果測定・経営改善を継続的に実施する新たなSS経営モデルを構築し、産業振興・住民生活確保・防災体制構築を推進する計画を策定。 |
| 宮城県 七ヶ宿町 | 「住みたい」を支える燃料供給体制確保計画策定事業 | 住民の燃料供給不安を払拭するために、需要の現状と見通しを把握し課題を整理し、SSの施設規模の適正化やミニSS、ローコストSSの導入、需要家の利用促進策など、SS維持に向けた計画を策定。 |
| 長野県 売木村 | 道の駅へのミニSS設立 | 村内唯一のSSを道の駅併設の「ミニSS」として移設させ、必要最小限の備蓄・供給が可能な形態で設立を目指し採算性を改善させる。 |
| 長野県 天龍村 | 天龍村SS過疎地計画策定事業 | 現在設置検討されている村営スーパーでの行政サービスの提供、送迎や移動販売にSSが連携し村民は安定的・時速的に燃料を確保できる体制を整備するための計画を策定。 |

次世代燃料供給体制構築支援事業費

平成31年度予算額 **5.0億円（新規）**

事業の内容

事業目的・概要

- 過疎化・人手不足などの構造変化に対応し、地域の燃料供給拠点の効率的運営・次世代化を図るため、以下の事業を実施します。

(1) 次世代燃料供給体制確立に向けた技術開発・実証

過疎化・人手不足等の課題克服に向け、新たな燃料供給体制の確立やビジネスモデルを構築するため、AI・IoT等の新たな技術も活用しつつ、保安規制の見直しも視野に入れて、新たな技術の開発・実証事業を行います。

(2) SS過疎地対策検討支援事業

SS（サービスステーション）過疎地（※）等における燃料供給拠点確保に向けて、上記の新たな技術やモデルの活用も含め、自治体を中心として、地元事業者・住民など地域一体となったSS過疎地対策計画策定の取組を支援します。また、燃料供給の担い手確保の取組を支援します。

（※）SS過疎地：市町村内のSS数が3カ所以下の地域

成果目標

- 本事業を通じ、過疎化や人手不足等に対応した新たな燃料供給体制の確立を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

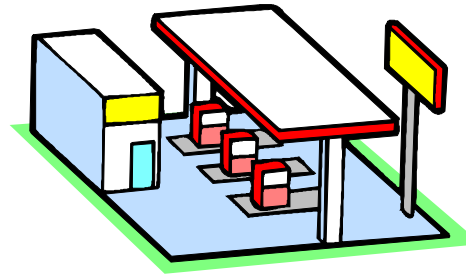


事業イメージ

(1) 次世代燃料供給体制確立に向けた技術開発・実証

新たな燃料供給体制・ビジネスモデルの構築に向けて、AI、IoT等の新たな技術も活用しつつ、保安規制の見直しも視野に入れて、技術開発・実証事業を実施

<具体例>



人手不足の克服に向けた画像認識・センサー・AI技術等の技術開発

過疎地等におけるインフラ維持コストの低減に向けた移動式給油の実証

(2) SS過疎地対策検討支援事業

自治体等によるSS過疎地対策計画の策定等を支援

<SS過疎地対策検討・調査等>

